

保護者各位

阿見町役場 こども未来課

令和 8 年 4 月継続利用の申請について

令和 8 年 4 月 1 日以降も保育施設の継続利用を希望される場合は、支給認定の現況確認や新年度の利用者負担額（保育料）の算定資料とするため、継続利用の申込み手続きが必要となります。

令和 8 年度より、原則マイナポータルより電子申請で継続利用のお手続きをお願いいたします。この用紙は利用中の保育施設に必ずご提出ください。つきましては、以下をご確認いただき、必要書類をご提出ください。

1. 提出期限

電子申請期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 24 日（金）

紙で申込の場合の申請期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～各保育施設が設けた提出期日まで

2. 提出先

電子申請：マイナポータル（右の QR コードから申請してください）

紙での申請：現在利用中の保育施設

※就労証明書等は電子申請のページもしくは役場ホームページからダウンロードいただくか、利用中の施設または役場窓口に申し出て取得してください。



3. 提出書類

- 紙での申請者のみ
保育施設に提出
- ① 令和 8 年 4 月継続利用の申請について（この用紙）※利用中の保育施設に提出必須
- ② 保育施設等の利用に係る現況届
- ③ 保育を必要とすることを証明する書類（「就労証明書」「申立書」「就労予定申立書」など）
- 以下、ご記入のうえ、利用中の保育施設にご提出をお願いします。

令和 8 年 4 月継続利用の申請について、1～3 のいずれかに○をつけてください。

1. 電子申請で申請を行った。（上部 QR コードから申請。）
2. 紙で申請を行い、在園中の園に提出した。
3. 来年度の継続利用の希望なし。

（継続を希望しない理由：

※理由の例：幼稚園に転園する、阿見町外に引越し予定など

提出済の保育を必要とすることを証明する書類にチェックしてください。

☐ 就労証明書 ☐ 申立書 ☐ 就労予定申立書

☐ 保育必要量に関する申立書（該当者のみ。令和 7 年度分で提出いただいている方も再度必要です。）



- ① 父母いずれかが月 120 時間未満の就労時間（短時間認定）であるが、特別な理由により標準時間認定を希望する場合に必要
- ② 父母いずれも月 120 時間以上の就労時間（標準時間認定）であるが、特別な理由により短時間認定を希望する場合に必要

利用施設名：

入所児童名：

入所児童生年月日： 平成 ・ 令和 年 月 日

保護者氏名：

（マイナポータルで申請した方の名前をご記入ください。）

裏面もご確認いただき、この用紙は保育施設に提出してください

◇ 継続利用申込みのよくある質問 ◇

Q1 兄弟で利用しているが、就労証明書は兄弟枚数分必要なのか？

A1 原本は1枚で結構です。兄弟分はコピーでも構いません。また、下の子の新規入所申込、新2号・新3号認定の現況届にもコピーを利用することができます。

Q2 就労証明書が提出期限に間に合わないがどうすればよいのか？

A2 揃っているものを提出期限までに提出し、間に合わないものは取得でき次第提出してください。

Q3 一ヶ月前に就労証明書を提出したばかりだが、再度提出が必要か？

A3 令和7年10月1日以降の証明日の就労証明書が必要になります。

Q4 現在妊娠しているが、保育の必要な事由の証明書として、どのような書類を提出すればよいのか？

A4 申立書（出産部分記入）と母子手帳の写し（分娩予定日のページ）をご提出ください。妊娠・出産を理由に保育施設を利用できるのは出産（予定）日を挟んで前後2ヶ月です。（〈例〉11月15日が出産予定日の場合：9月1日～1月31日）。産後復職する又は育児休業を取得する場合は就労証明書等も一緒にご提出ください。

Q5 令和8年4月から利用施設の変更をしたいが、どうすればよいのか？

A5 ①別の保育施設に変更（転園）希望の場合

→10月24日（金）までに「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」をこども未来課へご提出ください。空き状況によっては変更（転園）できない可能性もありますので、ご注意ください。なお、「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」は、こども未来課の窓口まで直接ご提出ください。

変更（転園）が決定すると、空いた枠に他の児童が入る可能性が高いため、元の施設に残ることはできません。

②教育施設（幼稚園・認定こども園の教育部分等）に変更希望の場合

→入園に関しては希望施設に直接お問合せいただき、手続きを行ってください。

また、入園が確定後は現在利用中の施設の退所届をご提出ください（小規模・家庭的保育所卒園児は不要）。

①・②いずれの場合も、念のため現在利用している施設を確保しておくには、継続利用の手続きも行う必要があります。

Q6 現在就労しているが、3月までに退職する予定である。就労証明書はどうすれば良いのか？

A6 現在勤務している事業所の就労証明書をご提出ください。退職後、求職活動を始める際には「就労予定申立書」を、転職した際には新たな勤務先の「就労証明書」をご提出願います（※求職活動の有効期間は3ヶ月以内）。

Q7 町外に転出するかもしれないが、継続手続きは必要か？

A7 令和7年度内に転出することが確実であれば必要ありませんが、不確定であれば念のため継続利用の手続きをしておくことをおすすめします。

なお、転出先市区町村の保育施設の利用申し込みをする場合は、お早めに転出先市区町村までご連絡ください。

Q8 提出方法について、こども未来課に紙の申請で直接提出することは可能か？

A8 可能ですが、マイナンバーカードを取得済みの方は、原則電子申請でご申請をお願いいたします。紙での申請をこども未来課に提出する場合は、令和7年10月24日必着となります。また、郵送にて受け付けることも可能ですが、追跡可能な方法での郵送（例：簡易書留等）をお願いいたします。※郵送費・郵送事故等の責任は負いません。なお、修正がある場合は、連絡をしますのでご対応をお願いいたします。

Q9 育児休業中での転園希望はできますか？

A9 育児休業中の継続は、元の就労状況に戻ることを前提に認められている特例措置です。また、育児休業を事由とする支給認定は、現在利用している保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合に該当し、在園児童の保育環境の変化を避けるために行っているものです。そのため、育児休業中に転園をすることはできません。